

## 8. 廃棄物

### (1) 分別及び収集運搬

当市では、家庭から排出される家庭系ごみを表8-1-1のとおり分別し、収集しています。これらは亀山市総合環境センターに直接搬入することもできます。

直接搬入ごみおよび収集も直接搬入もできないごみについては、表8-1-2のとおりです。

店舗や事業所等から排出される事業系ごみについては、事業者自らが亀山市総合環境センターに直接搬入すること、もしくは事業者自らが一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている業者に依頼することになっています。なお、一般廃棄物と併せて処理することが可能な産業廃棄物については、事業者自らが許可を受けたのち、同様に直接搬入できることとなっています。

表8-1-1 ごみ分別区分と収集方法

収 集 品 目	<p>① 一般ごみ（溶かすごみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみ ・資源にならない紙類 ・ゴム、プラスチック、発泡スチロール類</li> <li>・革製品 ・ビニール製の容器類や袋類 ・ガラス、食器類、劇薬や農薬などのびん</li> <li>・草木類 ・衣類</li> </ul> <p>② 破碎粗大ごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家電製品（テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、パソコンを除く。） ・金属類 ・家具類 ・飲料用を除く缶類 ・陶磁器類 ・布団、カーテン、じゅうたん類 ・軽車両 ・長尺物 ・危険ごみ（スプレー缶、卓上ガスボンベ、ライター） ・有害ごみ（鏡、蛍光灯、水銀体温計、水銀電池）</li> </ul> <p>③ 資源ごみ</p> <p>イ. 可燃系資源ごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞 ・ダンボール ・雑誌、本、パンフレット ・雑がみ ・古布、毛布</li> <li>・飲料用紙パック</li> </ul> <p>ロ. 不燃系資源ごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料用缶（アルミ缶、スチール缶） ・茶色びん ・無色透明びん</li> <li>・リターナブルびん（一升びん、ビールびん（大、中）） ・その他色びん</li> </ul> <p>ハ. ペットボトル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ペットボトルのふた ・食品用白色トレイ</li> </ul>
拠点 回収	使用済小型家電の回収ボックスを市内5箇所の公共施設に設置
収集 体制	直営＋委託
集積 所	約 650 箇所

表 8-1-2 直接搬入ごみおよび収集も直接搬入もできないごみ

<p>(収集しないごみ) 直接搬入ごみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所、商店、飲食店、農林・畜産業などで発生する一般廃棄物(兼業農家含む)</li> <li>・引越し、剪定などで発生する多量のごみ</li> <li>・個人による小屋の解体等で発生する建築廃材等</li> <li>・その他(バッテリー、タイヤ、原付バイク、農機具等)</li> <li>・産業廃棄物(一般廃棄物と併せて処理できるもので事前に許可を受けたもの)</li> <li>・パソコン</li> </ul>
<p>収集も直接搬入もできないごみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家電リサイクル対象品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)</li> <li>・油類(オイル、ガソリン、灯油等)</li> <li>・汚物</li> <li>・焼却灰、土砂</li> <li>・長さ2mを超えるもの</li> <li>・大きさ30cmを超えるコンクリートがら等</li> <li>・産業廃棄物(一般廃棄物と併せて処理できないもの)</li> <li>・注射針など家庭から発生する感染の恐れのある医療系廃棄物</li> <li>・農薬、毒物、肥料</li> <li>・火薬類</li> <li>・ペンキ、シンナーなど液体類</li> <li>・消火器、ガスボンベ</li> <li>・大型車両のタイヤ</li> </ul>
<p>備考</p>	<p>※高齢者(65歳以上)又は障害者手帳所持者のみの世帯で、市内に二親等以内の親族がいないため粗大ごみを運搬できない方を対象に、粗大ごみの無料軒先収集を実施。</p>

(2) 処理方法

亀山市総合環境センターに搬入される廃棄物の内、一般ごみは直接溶融処理し、破碎粗大ごみは資源物を回収した後、溶融処理しています。

また、資源ごみについては、再資源化、再利用するため資源回収業者に売却しています。溶融処理により発生する埋立対象物は溶融飛灰のみで、スラグやメタルは有価物として売却しています。その溶融飛灰も、平成22年度から山元還元という手法で再資源化しており、これ以降、最終処分量ゼロを継続しています。

なお、当市では平成12年度から全国に先駆けて旧最終処分場を掘り起こし、篩処理後に溶融処理しています。

ごみ処理施設の概要を表8-2に、掘起しごみの処理フロー図を図8-1に、処理実績を図8-2に示します。

表 8-2 ごみ処理施設の概要

名称	亀山市総合環境センター	
焼却施設（溶融炉）	処理方式：直接溶融・資源化システム 処理能力：80t/24h(40t/24h×2炉)	
排ガス対策		
ばいじん量	0.02g/Nm <sup>3</sup> 以下	(参考) 大気汚染防止法規制値(換算値) SOx 2,500ppm(K値17.5) HCl 430ppm NOx 250ppm ダイオキシン類の排出基準 10ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>
硫黄酸化物(SOx)	50ppm以下	
塩化水素(HCl)	50ppm以下	
窒素酸化物(NOx)	50ppm以下	
一酸化炭素(CO)	30ppm以下 (4時間平均)	
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下	

図 8-1 掘起しごみ処理フロー図

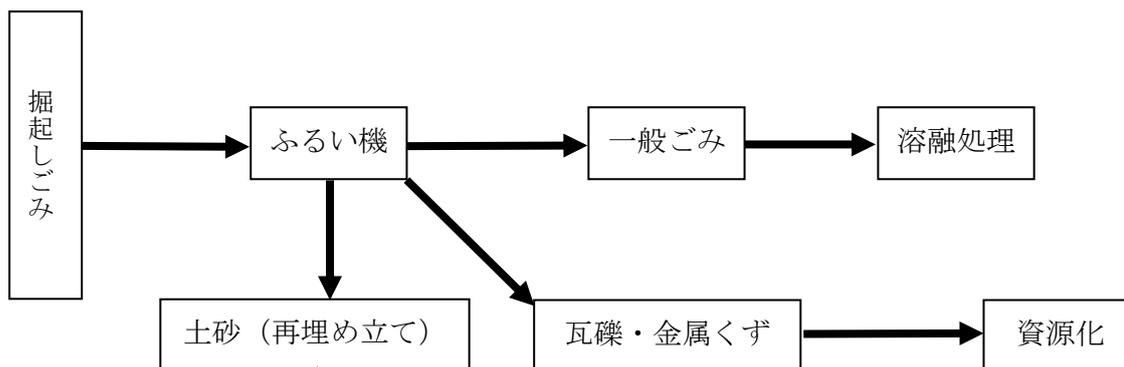
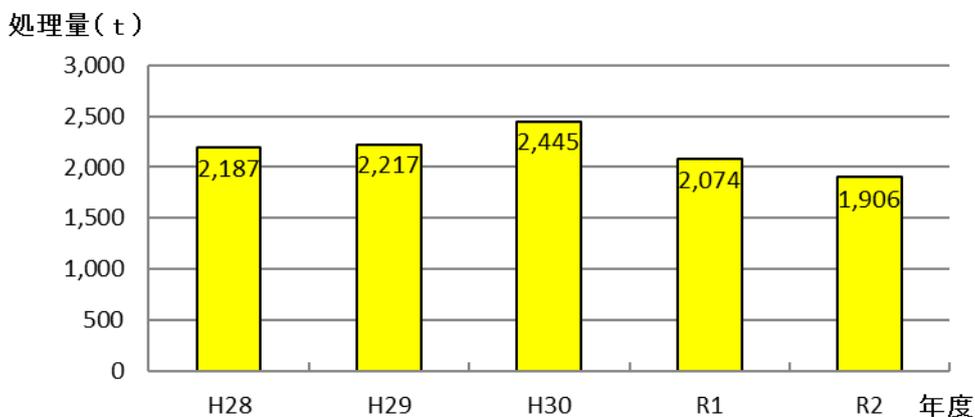


図 8-2 掘起しごみ溶融処理実績



(3) ごみ排出量（一般廃棄物）

当市のごみ年間総排出量および一人1日当たりのごみ排出量の推移を図8-3、分別区分別ごみ排出量の推移を図8-4、令和2年度のごみの排出形態別内訳を図8-5に示します。

平成31年4月に亀山市刈り草コンポスト化センターの運営を民間事業者に委譲しました。民間事業者が全量进行处理することから、令和元年度以降に当施設に搬入される刈り草は、ごみ排出量の集計から除外するものとします。このため、令和元年度以降のごみ排出量及び一人1日当たりのごみ排出量は減少しています。

令和2年度におけるごみ排出形態別ごみの内訳を見ると、事業系ごみは18.7%で、大部分が家庭系ごみであることが分かります。分別区分別に見ると、81.9%が一般ごみで、資源ごみは5.5%となっています。

図8-3 ごみ年間総排出量および一人1日当たりのごみ排出量の推移

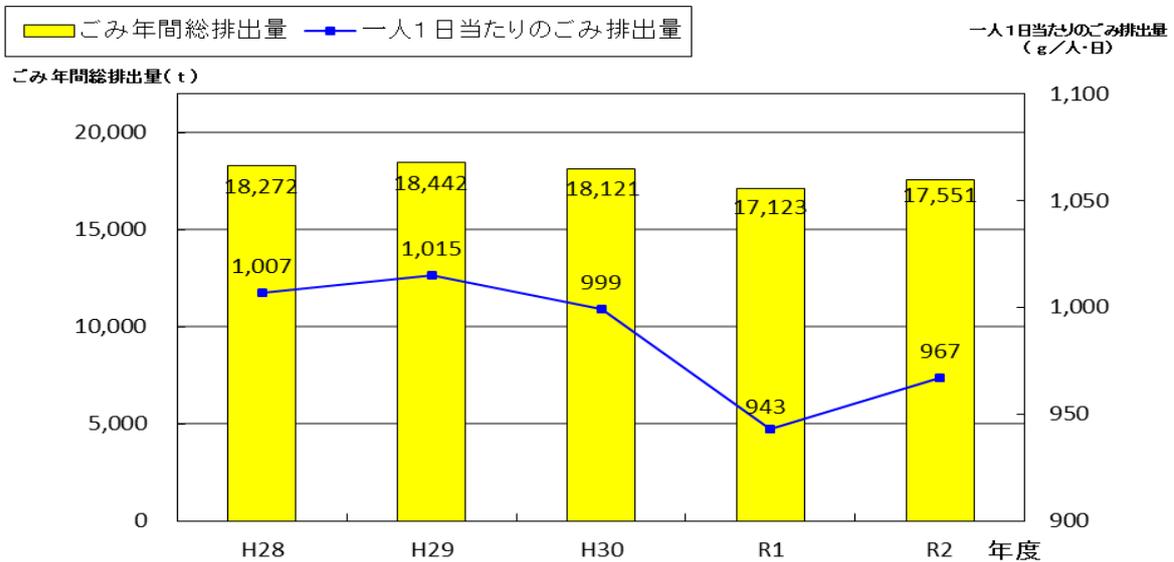


図8-4 分別区分別ごみ排出量の推移

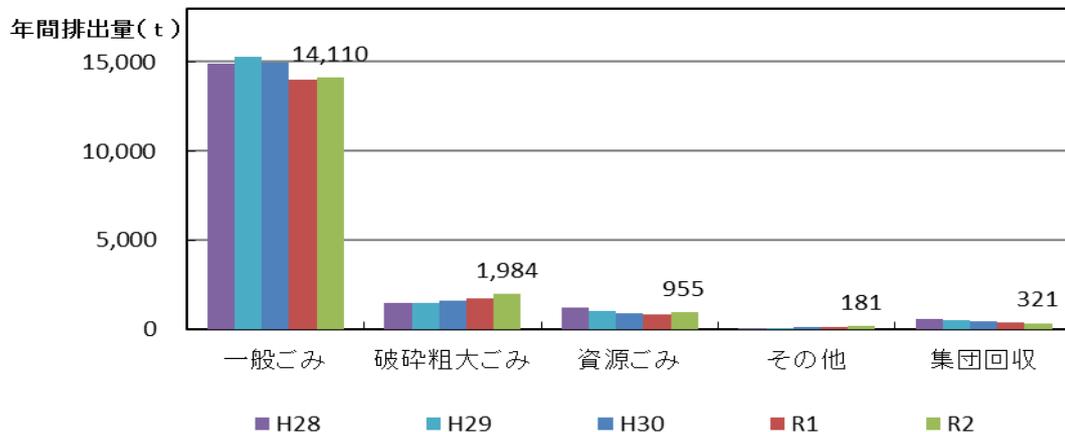
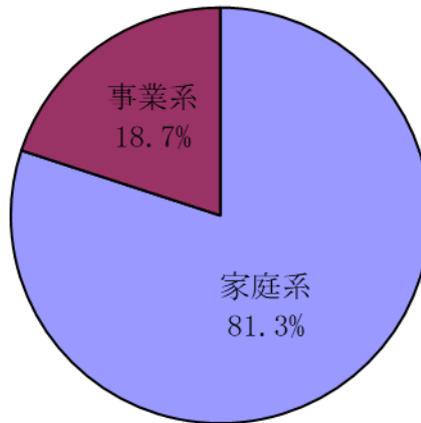


図 8 - 5 ごみの排出形態別内訳（令和 2 年度）



(4) ごみの減量化・資源化

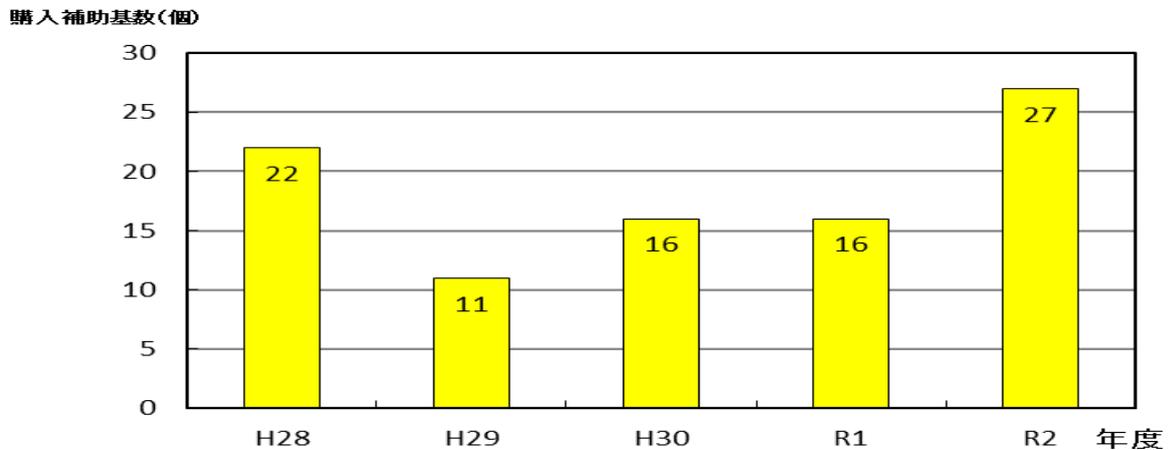
当市では、市民に対しごみの減量化・資源化を推進するため、次のような施策を実施しています。

①生ごみ処理容器購入費補助金交付

当市では、各家庭から排出される生ごみの減量化とたい肥としての資源化を積極的に推進し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的に、平成 5 年よりボカシ容器、コンポスト容器、手動式生ごみ処理容器、電気式生ごみ処理機等の生ごみ処理容器購入者に対して購入費の 2 分の 1（上限 2 5, 0 0 0 円）の補助金を交付しています。

補助件数の推移を図 8 - 6 に示します。

図 8 - 6 生ごみ処理容器購入補助件数の推移



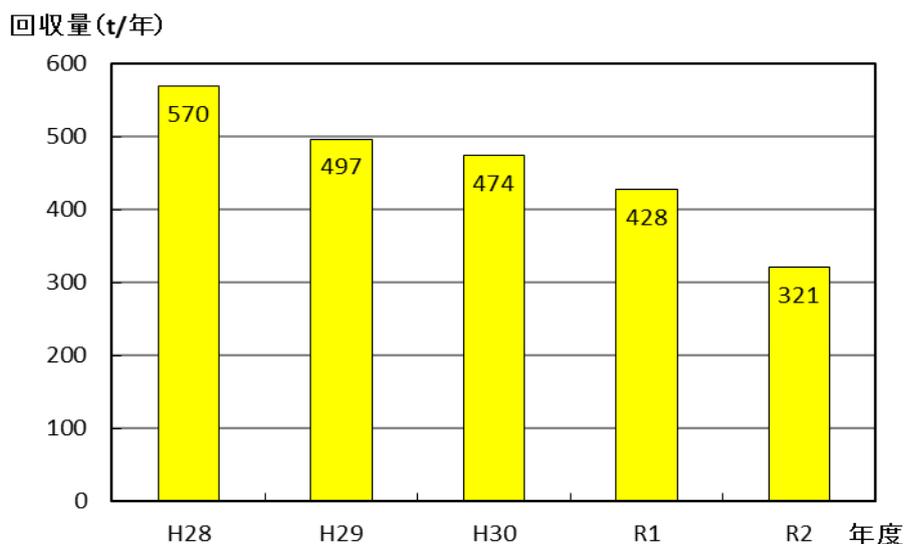
注：数値はぼかし、コンポスト、電気式の合計

## ②資源物集団回収活動報奨金等交付

当市では、地域住民のリサイクルに対する意識の高揚を図るとともに、資源物の有効利用を推進し、もって循環型社会の形成に資することを目的に、自主的に紙類、布類、金属類、ビン類等の資源物の集団回収活動を実施する子供会、PTA、自治会等の市民団体に対して報奨金を交付しています。

集団回収量の推移を図8-7に示します。

図8-7 集団回収量の推移

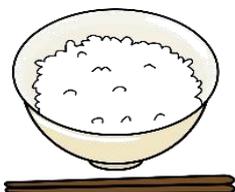


## ③食品ロス削減

食品ロスとは、まだ食べられるのに様々な理由で廃棄処分されている食べ物のことであり、近年、メディア報道などでも大きく取り上げられています。

令和元年10月1日には、「食品ロスの削減の推進に関する法律」(略称 食品ロス削減推進法)が施行されました。この法律では、国、地方公共団体、事業者、市民の責務や役割が明記され、食品ロスの削減に向けて互いに協力し合うよう努めることが示されています。

当市では、一般廃棄物処理基本計画において、「食品ロス削減」をごみ減量の重要な施策の一つとし、広報やケーブルテレビ等において、家庭でできる食品ロス削減や、宴会等の開始後30分間と終了前の10分間は食べ残しのないようみんなで料理を食べる時間とする「30・10運動」を紹介するなど啓発に努めています。また、市のイベントや小学生の社会見学において、食品ロス削減の啓発活動を実施しています。また、近年では、これらの啓発活動を、廃棄物減量等推進員(ごみダイエットサポーター)と協力して行っています。



国民1人1日当たりの食品ロス量  
約124g  
(お茶碗約1杯分と同量)  
(環境省「産業廃棄物の排出・処理状況について」、「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」  
令和元年度推計より抜粋)

# おいしく残さず 食べきるゼロ!

## ごみゼロ宴会五つの心得



ゼロ吉

食べきれる量を注文するゼロ



ゼロパパ

「おいしく食べきろう！」  
で“かんぱ〜〜い”



ゼロ美

開始30分、終了10分は、  
「食べきりタイム！」でチュー



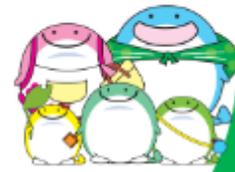
ゼロママ

みんなで分け合うのよ



ゼロ助

食べきり  
みんなでチェック!



ゼロ吉ファミリー



三重県ごみゼロキャラクター  
ゼロ吉

三重県 環境生活部 廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課  
電話059-224-3310

全国食べきりネット

検索



全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会 全国共同キャンペーン

三重県 HP 「食べきり広報チラシ」 から抜粋

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000809508.pdf>

#### ④ごみ資源化量

図8-8にごみ資源化量の推移を示します。令和2年度におけるごみ資源化量の内訳を資源物別に見ると、紙類の資源化量が年々減少しています。これは全国的な傾向として紙の使用量の減少や再生事業者や小売店などの多様な主体による資源回収の活性化によるものと考えられます。

また前述したように、平成31年4月に亀山市刈り草コンポスト化センターの運営を民間事業者に委譲したことで、令和元年度以降の肥料の資源化量はゼロとなり、これによりごみ資源化量および資源化率とも大幅に減少しています。

図8-9にごみ資源化総量および資源化率の推移を示します。ごみの年間資源化量は減少傾向にあり、令和2年度にはごみ総発生量の約30%がリサイクルされています。

図8-8 ごみ資源化量の推移

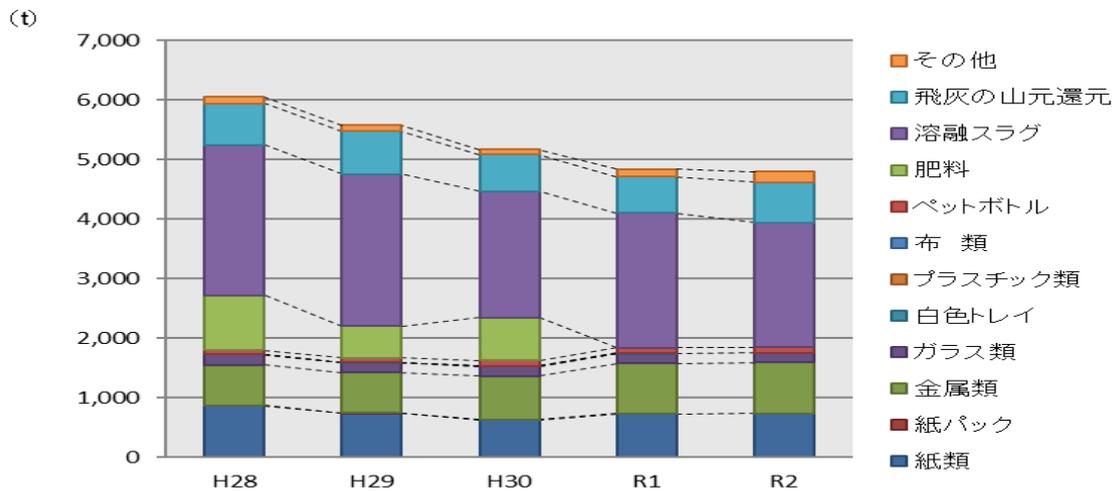
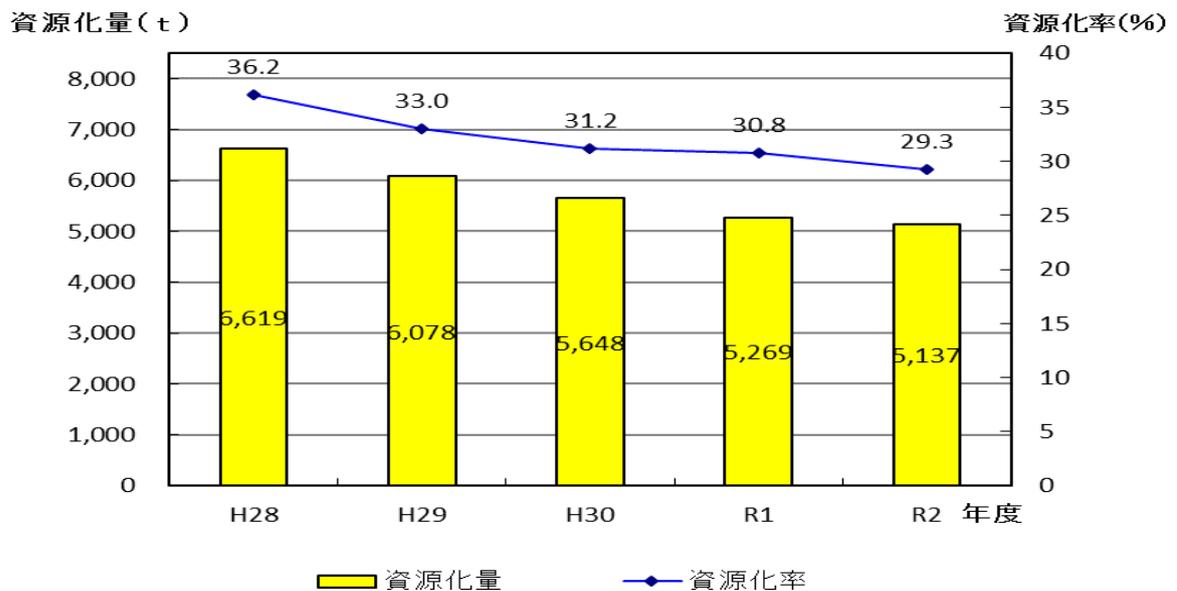


図8-9 ごみ資源化総量および資源化率の推移



(5) ごみ溶融処理量およびごみ処理経費

令和2年度の溶融処理量は19,528t、市民一人あたりの処理経費は23,796円となっています。図8-10にごみ溶融処理量の推移、図8-11にごみ処理経費の推移を示します。

図8-10 ごみ溶融処理量の推移

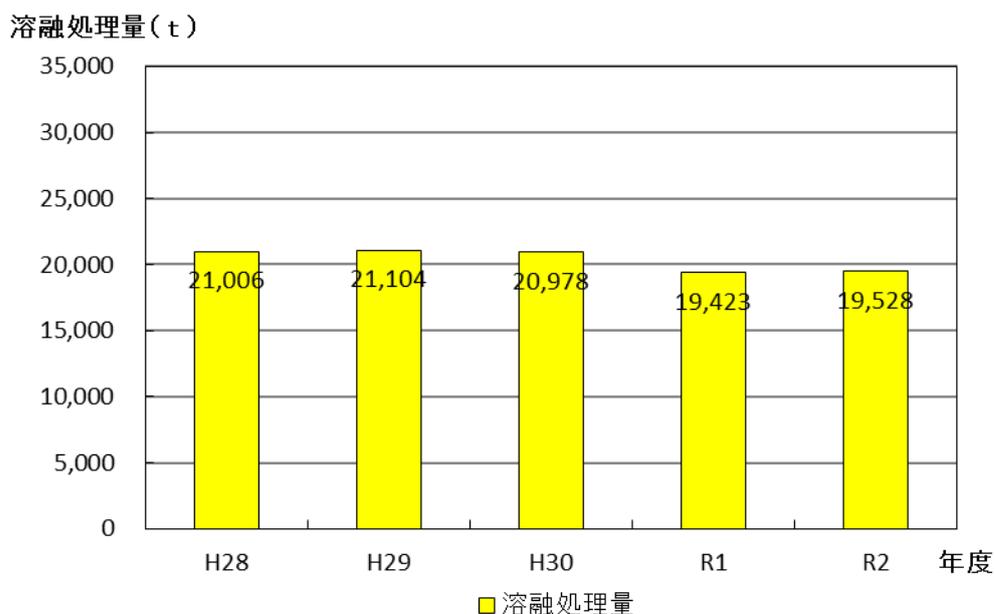


図8-11 ごみ処理経費の推移

